

浜松市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

(趣旨)

第1 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2 法第59条第1項による指定自立支援医療機関の指定基準は、別表第1によるものとする。

(申請)

第3 指定自立支援医療機関の新規の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類により、市長に申請するものとする。

(1) 病院又は診療所の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式第1号の1）

イ 主として担当する医師の経歴書（様式第1号の1別紙1）

ウ 主として担当する医師免許証の写し

(2) 薬局の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）（様式第1号の2）

イ 薬剤師の経歴書（様式第1号の2別紙1）

ウ 薬剤師免許証の写し

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）（以下「指定訪問看護事業者等」という。）の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第1号の3）

イ 健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業又は介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に係る同条第1項に規定する居宅サービス事業若しくは同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に係る同条第1項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）において、健康保険法第88条第1項又は高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護又は訪問看護に係る介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、若しくは介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに従事する職

員の定数（様式第1号の3別紙1）

- 2 指定医療機関の指定を更新しようとする者は、次に掲げる書類により、市長に申請するものとする。

なお、当該申請は、既に受けている指定期間の終了する日の3ヶ月前から行うことができる。

(1) 病院又は診療所の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式第7号の1）

イ 前回の申請（変更届出を含む）時から変更があるものについて、新規に指定を受ける場合の申請に準じた必要な書類

(2) 薬局の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（薬局）（様式第7号の2）

イ 前回の申請（変更届出を含む）時から変更があるものについて、第1項の規定に準じた必要な書類

(3) 指定訪問看護事業者等の場合

ア 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第7号の3）

イ 前回の申請（変更届出を含む）時から変更があるものについて、第1項の規定に準じた必要な書類

（結果通知）

第4 市長は、法第59条第1項に基づく申請内容の審査を行い、その結果を下記により申請者に対し通知するものとする。

(1) 指定を通知する場合の様式は、様式第2号の1とする。

(2) 指定を却下する場合の様式は、様式第2号の2とする。

(3) 指定を保留する場合の様式は、様式第2号の3とする。

(4) 主として担当する医師の変更が適当でない場合の様式は、様式第2号の4とする。

2 市長は、法第60条に基づく申請内容の審査を行い、その結果を下記により申請者に対し通知するものとする。

(1) 指定を通知する場合の様式は、様式第8号の1とする。

(2) 指定を却下する場合の様式は、様式第8号の2とする。

(3) 指定を保留する場合の様式は、様式第8号の3とする。

(4) 主として担当する医師の変更が適当でない場合の様式は、様式第8号の4とする。

（指定期間）

第5 指定期間は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日を始期とし、始期から6年以内とする。

（指定申請事項等の変更届）

第6 指定自立支援医療機関の開設者は、次の事項に変更が生じたときは、法第64条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「省令」という。）第61条及び第62条の規定により、速やかに指定自立支援医療機関（精神通院医療）変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(1) 病院又は診療所の場合

- ア 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
- イ 保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう）である旨
- ウ 標ぼうしている診療科名
- エ 指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名、生年月日、住所及び経歴
- オ その他必要な事項

(2) 薬局の場合

- ア 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
- イ 保険薬局（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう）である旨
- ウ 薬剤師の氏名、生年月日、住所及び経歴
- エ その他必要な事項

(3) 指定訪問看護事業者等の場合

- ア 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- イ 指定訪問看護事業者等である旨
- ウ 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護等に従事する職員の定数
- エ その他必要な事項

(指定の辞退)

第7 指定自立支援医療機関の開設者は、省令第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとするときは、1か月以上の予告期間を設けて、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定辞退届（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(休止等の届出)

第8 指定自立支援医療機関の開設者は、次の各号に掲げる場合には、省令第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）休止・廃止・再開・処分届出書（様式第5号）を、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 業務を休止し、廃止し、又は再開（以下「休止等」という。）したとき
- (2) 医療法第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は薬事法第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき

(指定の取消し)

第9 市長は、法第68条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を取消したときは、指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定取消書（様式第6号）を当該指定

自立支援医療機関開設者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1

浜松市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の基準を次のように定め、平成27年4月1日から適用する。

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあっては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- 3 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、(1)のみを満たしていることとする。

- (1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
- (2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。

また、精神科医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

- 4 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、3年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に3年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- 5 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。